

災害弔慰金 災害障害見舞金

●災害弔慰金

地震により亡くなったとき、その遺 族に対して災害弔慰金を支給します。

●対象となる人

令和 8 年熊本地震により亡くなった人の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

●内容

- 亡くなった人が生計維持者 500万円
- 亡くなった人が生計維持者以外 250万円

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

●災害障害見舞金

地震により重度の障害を受けた人に対して見舞金を支給します。

●対象となる障がい

- 両目失明
- 要常時介護
- 両上肢ひじ関節以上の切断など

●内容

- 重度の障がいを受けた人が生計維持者 250万円
- 重度の障がいを受けた人が生計維持者以外 125万円

熊本県義援金

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

このたびの一連の地震による被害に関し、日本赤十字社、共同募金会および熊本県において募集された義援金を被災者へ配分します。
※配分対象者、時期、金額は未定です。

地震により負傷した人へ

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

地震により負傷（家財の下敷きになり骨折など）し、1 カ月以上、医師による治療を要した人はご連絡をお願いします。
※二次災害（復旧作業で屋根の修理中に転落し骨折など）は除きます。

地震被害に関する無料法律相談をご利用ください

●予約・問い合わせ 熊本県弁護士会 ☎096(325)0009

熊本県弁護士会では、令和 8 年熊本地震で被災された人やその家族を対象に、地震被害に関する法律相談を無料で実施しています。

●対象者

令和 8 年熊本地震で被災された人とその家族

●相談時間

30分（無料）

●相談場所

熊本県弁護士会法律相談センター（県内 8 カ所）

●予約方法

事前に電話で予約してください。
予約受付時間は、毎週月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時です。
予約の際は、「熊本地震に関する相談」とお伝えください。
※予約なしで来所された場合は、その場で相談を受けられないことがあります。

詳しくはこちら▼



九州電力からのお知らせ

令和8年熊本地震に伴う電気料金等の特別措置について

九州電力では、令和 8 年熊本地震により被災された皆さまを対象に、電気料金等の特別措置を実施しています。主な内容は、電気料金の支払期日の延長、不使用期間の電気料金の免除、工事費負担金等の免除、基本料金の免除などです。適用を希望される人は、最寄りの九電ネクスト営業所へお問い合わせください。

問い合わせ

熊本西営業所 ☎0120(761)384

大津営業所 ☎0120(761)383

支援情報は随時お知らせします

本紙に掲載している情報のほか、公費解体など、今後詳細が決定する支援制度については、町ホームページや町公式 LINE など随時お知らせします。申請前に最新情報をご確認ください。

生活福祉資金貸付（福祉資金【緊急小口資金】）

●問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎096(293)2027
・受付時間 午前 10 時～午後 4 時 ※土・日・祝日を除く。

大津町社会福祉協議会で相談受付が開始されています

●対象となる人

- 緊急、一時的に生計が困難な人。

●貸付金額

- 原則 10 万円以内。
ただし、下記の場合は 20 万円以内。
①世帯員の中に被災による死亡者がいるとき。
②世帯員に要介護者がいるとき。
③世帯員が 4 人以上いるとき。
④重傷者、妊娠婦、小学校を修了するまでの児童がいる世帯などで特に社会福祉協議会が認めるとき。

●据置措置

- 貸付の日から 1 年以内。償還期限は 据置期間経過後 2 年以内。

●貸付利子

- 無利子。ただし、償還期限 2 年経過後は違約利子が 5 パーセントつきます。

●貸付手続

- 借入申込書を町社会福祉協議会の窓口で提出していただき、その後、県 社会福祉協議会から貸し付けを行います。

災害援護資金の貸付

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

地震により住居や家財などに損害を受けた場合に被害の程度に応じて、災害援護資金の貸付を行います。提出資料など、詳しくはお問い合わせください。

●対象となる人

世帯主が負傷または住居、家財に一定以上の被害を受けた人。

●所得の制限

世帯人員当たりの町民税における令和 7 年の総所得金額が制限を超えないこと。

●内容

被災の状況に応じて内容が異なります。

●貸付条件

利率

- 保証人を立てる場合 無利子
- 保証人を立てない場合 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年 1.5 パーセント

償還期間 10 年（据置期間含む）

据置期間 3 年

償還方法 年賦または半年賦

■災害援護資金 貸付限度額・所得制限

世帯人員	所得制限	貸付区分	被害状況	貸付限度額
1 人	220 万円以下	(1) 世帯主が負傷した場合（療養に 1 カ月以上かかること）	住居が全壊した場合	350 万円
2 人	430 万円以下		住居が半壊した場合※	270 万円
3 人	620 万円以下		家財の損害が 1/3 以上	250 万円
4 人	730 万円以下	(2) 世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷がなかった場合	家財、住居とも損害がない場合	150 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額以下		住居全体が滅失または流失	350 万円
			住居が全壊した場合（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）※	250 万円
			住居が半壊した場合※	170 万円
			家財の損害が 1/3 以上	150 万円

ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270 万円以下とする。

※被災住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなどの特別の事情がある場合は限度額が引き上げられます。